平成２１年（フ）第１７１号
広島県三原市西野３丁目19番３号
債務者　大地　　保
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第６２８号
愛媛県松山市朝生田町２丁目２番17号
債務者　竹本　泰子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６３７号
愛媛県松山市北土居２丁目26番26号
債務者　西山千恵美
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６４６号
愛媛県伊予郡松前町大字昌農内185番地３
債務者　中岡　　弘
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６４７号
愛媛県松山市小栗７丁目３番36号
債務者　大原　憲晃
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６５７号
愛媛県松山市北条370番地　サンライズ北条204号
債務者　永井　　博
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６６８号
愛媛県東温市樋口乙104番地４
債務者　松林　　伸
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６７３号
愛媛県松山市森松町467番地８　グランドハイム森松301号
債務者　花山美恵子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６７４号
愛媛県松山市森松町467番地８　グランドハイム森松301号
債務者　花山　昌子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６８１号
愛媛県松山市高砂町３丁目２番地20　ライブタウン高砂517号
債務者　佐川　壽雄
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６８２号
愛媛県松山市立花１丁目12番27号
債務者　國廣　雄大
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１００号
福岡県柳川市大和町塩塚651番地４　メゾンサンコダ102号
債務者　江﨑　　勝
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
福岡県柳川市三橋町棚町188番地
債務者　藤木　政弘
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
宮崎市大字加江田3287番地
債務者　宮本しげみ
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４７５号
宮崎市吉村町下り松甲2415番地６
債務者　竹田　美鈴
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３４号
宮崎県小林市大字堤2833番地１
債務者　山田　清和
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第６３３号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目41番23号
債務者　杉原　　恵
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４２号
沖縄県石垣市字登野城596番地
債務者　平良　玄市
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
那覇地方裁判所石垣支部